【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月21日
【会社名】	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
【英訳名】	NORITAKE CO., LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　種 村　　均
【本店の所在の場所】	名古屋市西区則武新町三丁目１番36号
【電話番号】	052(561)7116
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務部長　加 藤　　博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂七丁目８番５号 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 総務部東京総務課
【電話番号】	03(3588)1522
【事務連絡者氏名】	総務部次長 兼 東京総務課長　松 本 俊 介
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 本社 （名古屋市西区則武新町三丁目１番36号）

1【提出理由】

当社は、平成24年５月21日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、共立マテリアル株式会社（以下「共立マテリアル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．本株式交換の相手会社についての事項

（１）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	共立マテリアル株式会社
本店の所在地	名古屋市港区築三町二丁目41番地
代表者の氏名	代表取締役社長 堀口 隆
資本金の額	2,387百万円（平成24年３月31日現在）
純資産の額（連結）	15,161百万円（平成24年３月31日現在）
純資産の額（単体）	13,646百万円（平成24年３月31日現在）
総資産の額（連結）	18,734百万円（平成24年３月31日現在）
総資産の額（単体）	17,168百万円（平成24年３月31日現在）
事業の内容	窯業原料の採掘、精製、製造、仕入、販売 電子部品用セラミック原料の製造、販売

（２）最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高（百万円）	11,465	14,590	12,307
営業利益（百万円）	895	2,365	1,157
経常利益（百万円）	979	2,436	1,236
当期純利益（百万円）	548	838	706

（単体）

事業年度	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高（百万円）	11,465	14,590	12,307
営業利益（百万円）	604	1,469	832
経常利益（百万円）	699	1,542	908
当期純利益（百万円）	602	317	515

（３）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	54.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.54%
第一生命保険株式会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3.00%
共立マテリアル取引先持株会	2.80%
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.30%

（４） 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、共立マテリアルの発行済株式数の54.24%（10,985,034株）の株式を保有しており、親会社です。
人的関係	当社の取締役である１名が共立マテリアルの取締役を、また当社の監査役である１名が共立マテリアルの監査役をそれぞれ兼務しております。また共立マテリアルの取締役である１名が当社の執行役員を兼務しております。
取引関係	当社は共立マテリアルより取扱商品の一部の仕入等を行っております。また共立マテリアルは当社より取扱商品の一部の仕入を行っております。

２．本株式交換の目的

当社は、優れた輸出用白色磁器の製造をもって我が国の貿易に寄与すべく国際貿易を理念に掲げた森村組創業者である森村市左衛門、大倉孫兵衛、廣瀬實榮らが明治37年１月に日本陶器合名会社（後の日本陶器株式会社 現 当社）を創立したことに始まります。食器製造の一方、研究開発から生み出された新たな部門を一業一社の精神から、大正６年５月に同社の衛生陶器部門を分離して東洋陶器株式会社（現 TOTO株式会社）、大正８年５月には碍子部門を分離して日本ガイシ株式会社（登記社名日本碍子株式会社）を設立、日本特殊陶業株式会社、共立マテリアルも含めた今日の森村グループの源流となる企業です。粉砕、分散、混合、研削研磨、成型、乾燥、焼成といった食器製造から培ったノリタケコアテクノロジーを様々な分野に派生させ、工業界や産業界を支える工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業に展開し、子会社28社及び関連会社８社でノリタケグループを形成しています。

平成22年度に策定した中期３ヵ年計画では、下記の５項目を基本戦略として掲げ、これらの実現に取り組んでまいりました。

① 事業の選択と集中
② 新技術・新製品の開発強化
③ 海外市場開拓
④ 海外生産による原価低減
⑤ 経営インフラ整備

事業の選択と集中については、デンタル事業の株式会社クラレとの提携のほか太陽電池など新エネルギー分野への取組みを強化し、新技術・新製品の開発強化については、太陽電池向け電極ペースト、ダイヤモンドワイヤー、リチウムイオン電池電極材料の乾燥・焼成炉など将来性が見込める分野への開発や改良に取り組みました。また、海外市場開拓については、中国における上海高級食器ショールーム開設や工業機材の広州営業拠点開設等成長著しいアジア圏を中心に販売力強化を推進しました。海外生産による原価低減については、米国におけるCBN砥石のノックダウン方式から一貫生産方式への切り替えや中国蘇州における砥石工場の新設、タイにおけるダイヤモンド工具の工場新設や石膏工場の増設を決定し、これまで以上に海外生産や海外からの調達拡大を推進しております。経営インフラの整備については、子会社９社を当社に吸収し、予定したグループ会社の統合・再編を終えました。経営体制のスリム化と一体化を進めると共に人事・会計情報システム、コンプライアンス、安全衛生、環境保全、ものづくり強化などグループ共通のインフラとして経営管理体制の効率化とレベルアップを推進しました。今日、欧州の金融不安、新興国の台頭など企業を取り巻く問題が顕在化しております。国際レベルで企業間の競争が激しくなる中、スピード感を持ち、対処すべき課題である新技術・新製品の開発と海外生産拠点の構築を急ぎ、将来の収益向上に繋げるべく全力を挙げて取り組んでおります。

一方、共立マテリアルは昭和11年10月、日本陶器株式会社（現 当社）、東洋陶器株式会社（現 TOTO株式会社）、日本ガイシ株式会社（登記社名日本碍子株式会社）の３社の原料山等の原料部門を統合して共立原料株式会社（後の共立窯業原料株式会社 現 共立マテリアル）として設立され、主として３社に原料を円滑に供給することを目的に営業を開始しました。陶磁器原料はもとより、高純度シリカに代表される硝子材料、ジルコニア粉末のファインセラミックス原料、超微粒子チタン酸バリウム等の電子部材といった材料メーカーとして工業界に貢献し定評を得ています。当社とは、設立時から親密な関係にあり、平成13年７月に当社が持株比率を50.23%（現在54.24%）に引き上げ連結子会社となって以降もノリタケグループの企業として着実に関係を深め、コア事業の拡大を図ってまいりました。今後国内に比べアジアを中心とする新興国向けの需要拡大は続くと思われますが、変化の激しい業界において競争激化は進んでおり、更なる海外での販路獲得に向け、生産性の向上、新規分野への進出に注力し、業績向上に努めています。

両社は、当社の提案を契機として平成24年１月頃から更なる企業価値の向上を目的に諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社が本株式交換により共立マテリアルを完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、ノリタケグループの持つ事業インフラやリソースを結集し、これまで以上に連携を強化することで、セラミック・マテリアル事業において強いシナジーを発揮することが可能となり、一層の業容拡大を図れると判断しました。本株式交換は、両社の親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、また共立マテリアルの上場維持コストの負担軽減等によりノリタケグループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にするものであります。

当社が共立マテリアルを完全子会社化することで共立マテリアルの開発力を一層強化し、新たに当社株式を保有していただくことになる共立マテリアルの株主の皆様を含め当社の株主の皆様の期待に応えてまいる所存です。具体的には、両社がこれまでに培ってきたナノマテリアルに関する材料技術を相互に有効利用し、更にノリタケグループの経営資源はもとより研究開発拠点、海外拠点を含めたマーケティング機能も活用し、既存の枠を超えた事業展開にスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。完全子会社化後も「共立マテリアル」のプレゼンス、ブランド力を継続し、セラミック・マテリアル事業の事業価値向上を図るべく取り組んでまいります。

３．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

（１）本株式交換の方法

当社を完全親会社、共立マテリアルを完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、共立マテリアルについては平成24年６月28日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、平成24年８月１日を効力発生日とする予定です。

（２） 本株式交換に係る割当の内容

	当社 （株式交換完全親会社）	共立マテリアル （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	1.75
本株式交換により 交付する株式数	普通株式16,080,799株（予定）	

共立マテリアルの普通株式１株に対して当社の普通株式1.75株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する共立マテリアル普通株式10,985,034株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

当社は本株式交換により、普通株式16,080,799株を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式（平成24年４月末現在18,828,714株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。なお、共立マテリアルは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下「基準時」といいます。）において有するすべての自己株式（平成24年４月末現在75,025株）（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時までに消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、共立マテリアルによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を保有することとなる共立マテリアルの株主においては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（単元株式数（1,000株）への買増し）

会社法第194条第１項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（１単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を当社に対して買い取ることを請求することができる制度です。

（３） その他の株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社ノリタケカンパニーリミテド（以下「甲」という。）と共立マテリアル株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲 商号：株式会社ノリタケカンパニーリミテド
住所：名古屋市西区則武新町三丁目１番36号

乙 商号：共立マテリアル株式会社
住所：名古屋市港区築三町二丁目41番地

第３条（株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）が所有する乙の普通株式の合計数に1.75を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対してその所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.75株の割合をもって、割り当てる。

３．前２項に従い乙の株主に甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額　　金０円

増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

増加する利益準備金の額 金０円

第５条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年８月１日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議の上これを変更することができる。

第６条（株式交換契約承認総会）

１．甲は、会社法第796条第３項本文の規定により、本契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第４項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会承認を受けるものとする。

２．乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第１項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第７条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取によって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第８条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第９条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生の前日までに、第６条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第４項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要となる法令に定める諸官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成24年５月21日

甲　名古屋市西区則武新町三丁目１番36号
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表取締役社長 種村 均

乙　名古屋市港区築三町二丁目41番地
共立マテリアル株式会社
代表取締役社長 堀口 隆

４．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

（１）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、共立マテリアルは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は当社については、当社が株式会社東京証券取引所第一部（以下「東証第一部」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」といいます。）第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年５月18日終値、算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均値）を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

共立マテリアルについては、共立マテリアルが名証第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年５月18日終値、算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均値）を、また、共立マテリアルには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.32～1.33
類似会社比較法	0.69～2.94
ＤＣＦ法	1.38～1.91

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、当社及び共立マテリアルから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、共立マテリアル及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成24 年５月18日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及び共立マテリアルの財務予測については、当社及び共立マテリアルにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及び共立マテリアルの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成24年５月18日を算定基準日として、東証第一部における当社株式、名証第二部における共立マテリアル株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近１週間、１ヶ月及び３ヶ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としています。）を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）による算定を行っております。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	1.22～1.42
類似企業比較分析	1.48～1.69
ＤＣＦ分析	1.55～1.99

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の算定は、平成24年５月18日までの上記情報を反映したものであります。

なお、ＤＣＦ法及びＤＣＦ分析による算定の基礎として、当社及び共立マテリアルが野村證券及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

（２）算定の経緯

当社及び共立マテリアルは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社及び共立マテリアルは、それぞれ上記３．（２）に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された当社及び共立マテリアルの取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

（３）算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び共立マテリアルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、共立マテリアルのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社及び共立マテリアルの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

５．本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
本店の所在地	名古屋市西区則武新町三丁目１番36号
代表者の氏名	代表取締役社長 種 村 均
資本金の額	15,632百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	研削・研磨工具、食器、電子材料・部品、セラミック部品、工業用設備・装置等の製造・販売

以 上